

暴風警報発令に伴う授業等の措置について

最近改正 平成28年 3 月 1 日

1 平常授業

- 一 午前6時15分までに警報が解除になった場合は、平常どおり実施する。
- 二 午前6時15分を過ぎ午前7時55分までに警報が解除になった場合は、2時限から実施する。
- 三 午前7時55分を過ぎ午前10時15分までに警報が解除になった場合は、3時限から実施する。
- 四 午前10時15分を過ぎても警報が解除にならない場合は、実施しない。
- 五 和歌山市、海南市、有田市、有田郡各町、御坊市、日高郡各町、田辺市田辺のいずれかに発令された暴風警報に適用される。
- 六 五で指定された地域以外から通学する学生が存在する市区町村に暴風警報が発令された場合は、自宅待機とし、後日、特別欠席願を申請することとする。

2 定期試験

- 一 午前6時15分までに警報が解除になった場合は、時間割どおり実施する。
- 二 午前6時15分を過ぎ午前10時30分までに警報が解除になった場合は、午後1時から当日の試験科目を時間割どおり実施する。
- 三 午前10時30分を過ぎても警報が解除にならない場合は、当日の試験を中止し、後日改めて実施する。
- 四 和歌山市、海南市、有田市、有田郡各町、御坊市、日高郡各町、田辺市田辺のいずれかに発令された暴風警報に適用される。
- 五 四で指定された地域以外から通学する学生が存在する市区町村に暴風警報が発令された場合は、自宅待機とし、後日、特別欠席願を申請することとする。

3 その他

その他の気象警報が発令された際に欠席した学生の対応については、別に定める。

附 則

この取扱は、平成22年7月21日より施行する。

附 則

この取扱は、平成24年11月21日より施行する。

附 則

この取扱は、平成28年 3 月 1 日より施行する。